

被災者生活再建支援制度(支援金)・災害援護資金(貸付金)

被災された世帯の住まいの確保・再建のため、各種支援制度があります。
 ただし、それぞれの支援制度には、一定の基準が設けられているものがあるので、支援制度が適用と
 ならない場合もあります。

1 被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する支援金です。
 住宅が「全壊」、「大規模半壊」した世帯が対象となります。
 ただし、「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、住宅の敷地に被害が生じやむを得ず
 解体した場合、または災害により危険な状態が続き長期間住宅に居住不能な場合は対象となりま
 ず。

※空家・車庫、店舗などの非住家や貸家の家主には適用されません。

■住宅の被害状況による支援制度の適否

制度	住宅の被害			
	全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊
基礎支援金	○	○	×(※1)	×

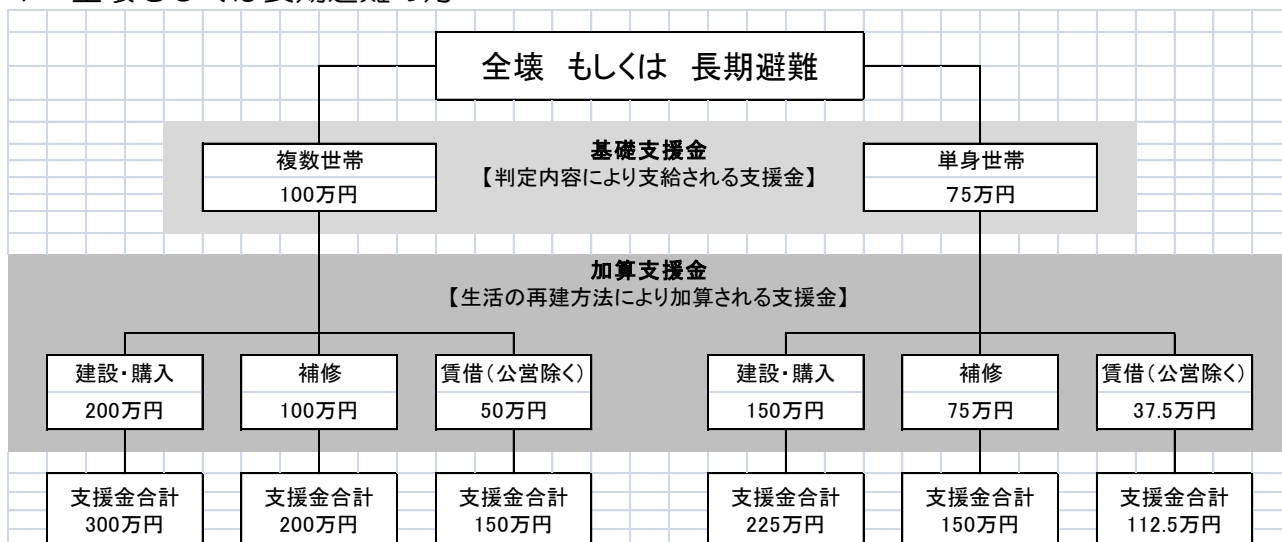
※1「大規模半壊」、「半壊」の判定でも、住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておく
 と非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した
 場合には「全壊」として扱われます。

■支援金の申請について

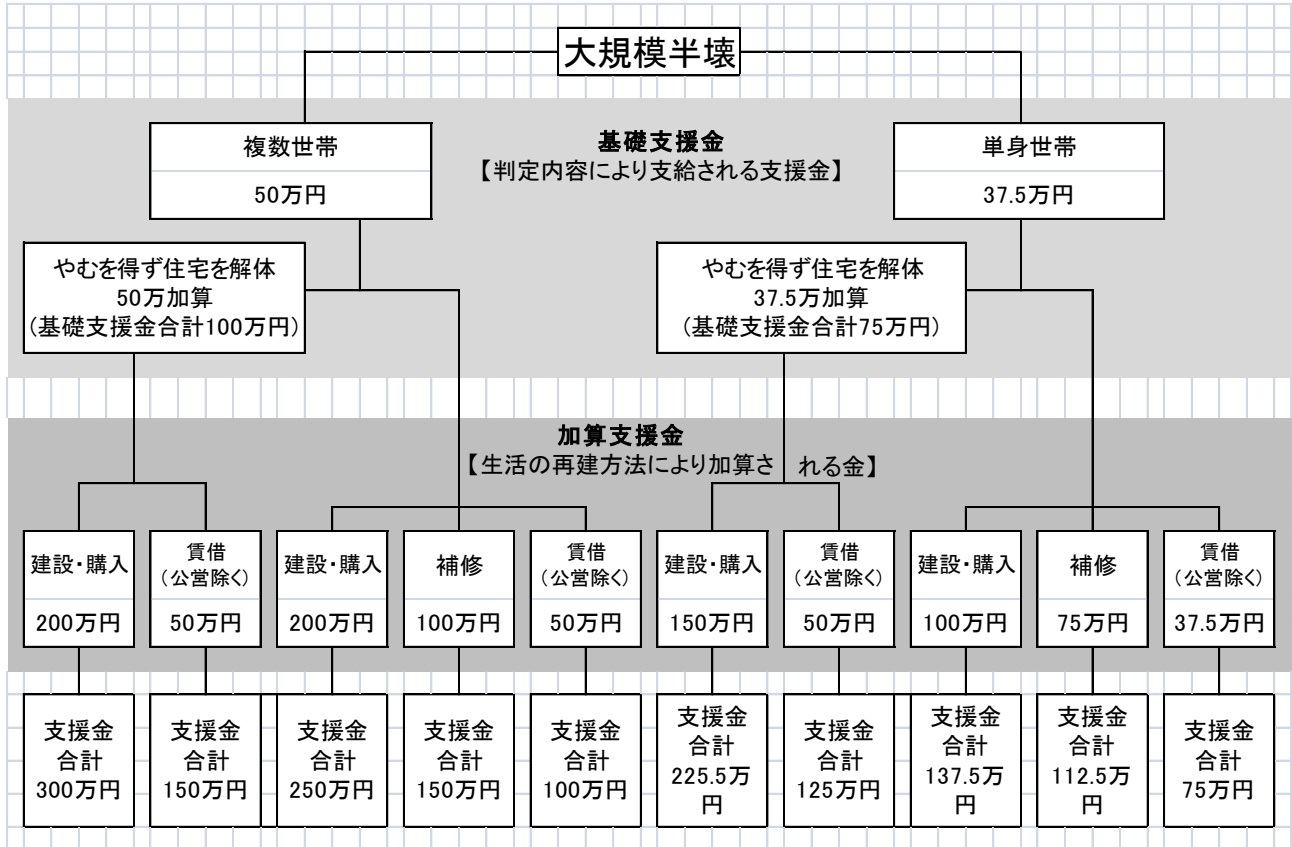
- 申請窓口 栄村役場
- 申請時の添付書類
 - ①基礎支援金：り災証明書、住民票、預金通帳の写し など
 - ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） など
- 申請期間
 - ①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内
 - ②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

■住宅の被害状況による支援金額

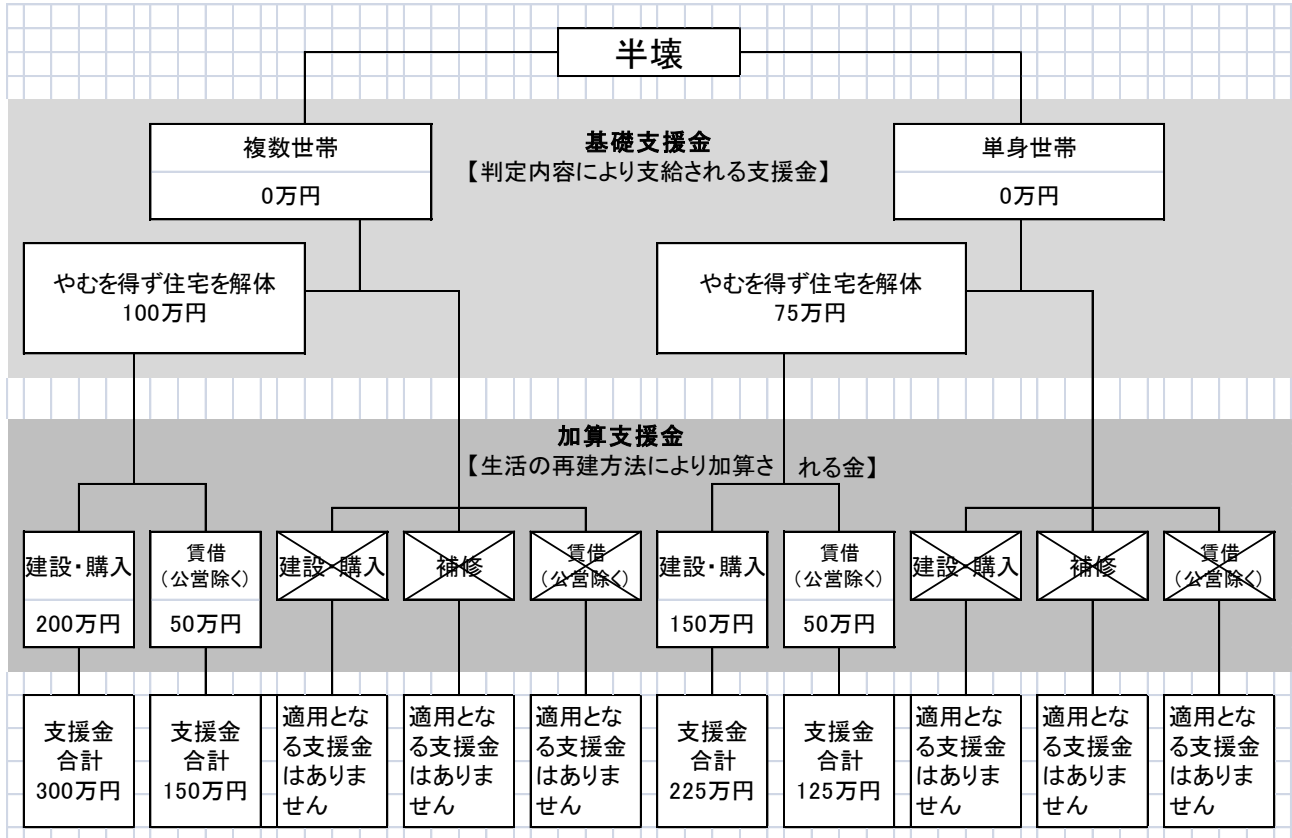
1 全壊もしくは長期避難の方



2 大規模半壊の方



3 半壊の方



2 災害援護資金（貸付金）

被災された方が当面の生活資金を無利子で借りることができます。借りることができる金額は被害程度に応じて、最高 350 万円までとなっています。

貸付限度額	①家財の 1/3 以上の損害	150 万円	※（ ）内は被災した住居の建て直しに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合の額
	②住居の半壊	170 万円（250 万円）	
③住居の全壊	250 万円（350 万円）		
④住居の全体が滅失	350 万円		
貸付条件	所得制限	世帯人員	村民税における総所得金額
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5 人以上	1 人増す毎に 730 万円に 30 万円を加えた額
	利率	年 3%（据置期間は無利子）	
	据置期間	3 年（特別の事情がある場合は 5 年）	
償還期間	10 年（据置期間を含む）		
償還方法	年賦 または 半年賦		
費用負担	国=2/3 県=1/3		

3 災害復興住宅融資・災害復興住宅融資利子補給

住宅の再建のため、住宅金融支援機構、民間金融機関から住宅の建設、購入、補修のため、低利で融資が受けられます。また、借入れを行った場合にその利子の一部について県が補助します。

融資限度額	耐火・準耐火・木造(耐久性)	建設資金 1460 万円 新築購入資金 2430 万円 中古購入資金 2430 万円 補修資金 640 万円(木造除く)	土地取得資金 970 万円 整地資金 380 万円
	木造(一般)	建設資金 1400 万円 新築購入資金 2370 万円 中古購入資金 1920 万円 補修資金 590 万円	土地取得資金 970 万円 整地資金 380 万円
融資金利		基本融資額等 固定 年 1.78% 特例加算 年 2.68%	
償還期間		25 年から 35 年以内（据置期間を含まず） 補修 20 年以内	
償還方法		元金均等毎月払いまたは元利均等毎月払い	